01 次期電子マニフェストシステム開発のご案内について

情報処理センターでは、ここ数年、加入者及びアクセス数の増加に伴うシステムの処理能力の拡充及びより一層の安全性を確保することを目的に平成22年5月（予定）の稼働に向けて、現行システムの再構築（次期システム開発）を行っています。
次期電子マニフェストシステム（以下「次期システム」という）については、JWNETホームページ内に次期システム専用ページを設け、システムの開発概要や開発スケジュール等を掲載しています。
次期システム開発の新着情報は随時、この専用ページで紹介していきますのでご確認ください。

URL http://www.jwnet.or.jp/jwnet/nextsys/gaiyou.html

変更される機能

1 パソコン版からWeb版へ

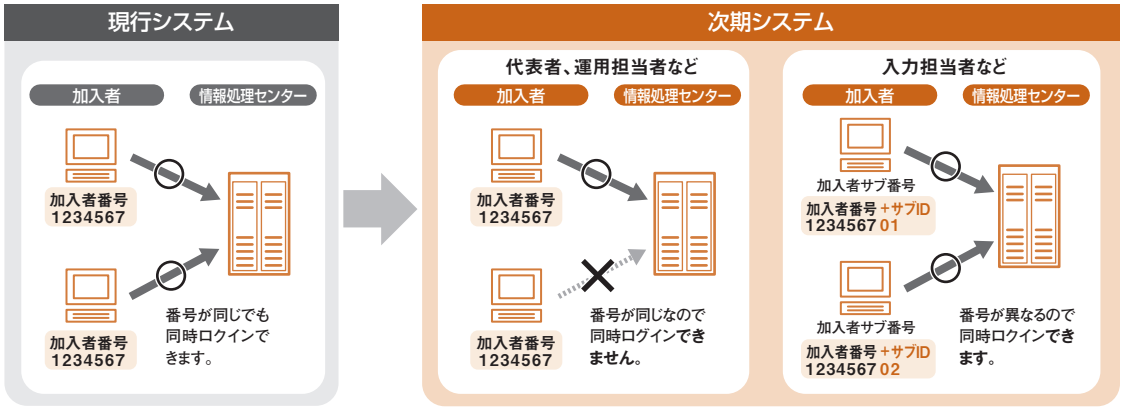
現行のシステムは、専用のソフトウェアをパソコンにインストールする仕組みでしたが、次期システムではブラウザとインターネットに接続できる環境さえあれば、簡単にご利用できるWeb方式に変ります。

Web版を利用できるパソコン環境

	Windows	Mac
OS	Windows XP SP2以降 Windows Vista	Mac OSX
ブラウザ	Internet Explorer6 Internet Explorer7	Safari4

2 ログイン方式の変更

現行システムでは、同じ加入者番号とパスワードで複数のパソコン（複数の利用者）から電子マニフェストシステムへのログイン（接続）が可能でした。
次期システムでは、情報セキュリティ強化の観点から、加入者サブ番号（加入者番号＋サブID）ごとによるログイン方式にいたします。



追加される機能　〔Web版の追加機能〕

1 通知情報の削除機能

現行システムでは、「マニフェスト報告期限切れ」などの各種通知を30日間固定で表示する仕組みでした。しかし、処理済みの通知が削除できないため、「分かりにくい」「紛らわしい」等のご意見を多くいただいております。
このため、次期システムでは、確認済みの通知を削除することができる仕組みといたします。
ただし、重要な通知については、削除後も参照することができる仕組みといたします。

電子マニフェストに関するお問合せ　電子マニフェストサポートセンター
TEL 03-5811-8296　FAX 03-5810-6521　e-mail info@jwnet.or.jp/jwnet/　URL http://www.jwnet.or.jp

2 課金日による登録情報の抽出機能

システム利用料金の請求のうち、使用料に係る登録件数ついては、マニフェスト情報の照会機能によりご確認いただいておりましたが、現行システムでは、抽出条件の設定が難しいため、請求書と照会結果が一致しないとの問合せが多く寄せられています。
次期システムでは簡単に抽出できる機能を追加し、利便性を向上させます。

3 検索件数の上限拡大

現行システムでは、照会結果の上限件数が300件になっておりますが、次期システムでは上限件数を引き上げる予定です。

4 電子マニフェスト情報登録証明の機能拡充

❶電子媒体提供サービスの申込をオンライン化

これまで電子媒体提供サービス（電子マニフェスト情報をCD−Rに収録し、登録証明するサービス）を希望される場合、申込書を郵送していただいておりましたが、次期システムでは、オンラインでお申込いただくことができるようになります。

❷ファイルのダウンロードによる登録証明を新たに追加

電子媒体提供サービスより簡易な登録証明として、抽出条件を基に改ざんができないファイル（情報処理センターに登録されていることを証明）をオンラインで作成する機能を追加いたします。
加入者はそのファイルをダウンロードし、マニフェスト情報の登録証明として活用できます。

※1〜4の機能は、EDI版の加入者もWeb版にログインしていただくことで利用できます。

加入者が行う次期システムの設定事項

下記は、次期システム稼働に伴い、事前に加入者ご自身にシステム設定をお願いしたい事項です。
具体的な設定変更の実施時期、内容は今年12月頃にお知らせいたします。

1 サブIDの付与と管理について

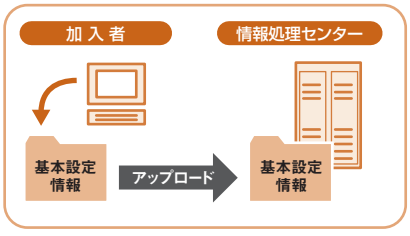
次期システムではWeb版を複数のパソコン（利用者）で利用する場合、加入者サブ番号（加入者番号＋サブID）ごとにログインする方式となります。
このため、加入者ご自身がシステム利用者にサブIDを付与し、管理（登録、削除、パスワード）していただきます。

2 基本設定情報について

次期システムではWeb方式に変わるため、現行システムのパソコン版の基本設定情報は、情報処理センターのサーバで管理することになります。
このため、次のシステム設定を行っていただきます。

❶基本設定情報の移行（アップロード）について

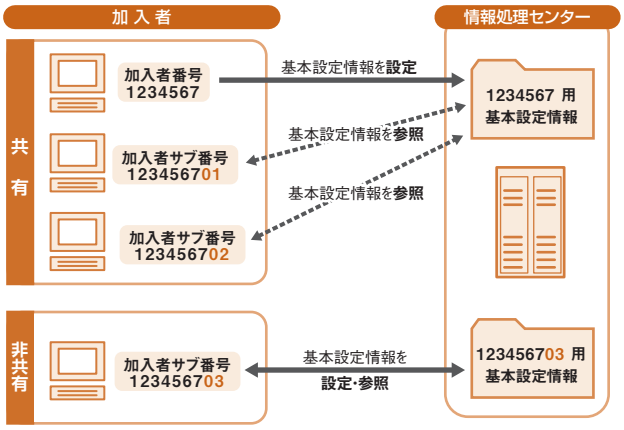
電子マニフェストシステムがインストールされているパソコンには、加入者情報などの基本設定の情報が保存されています。
このデータを次期システム稼働までに情報処理センターのサーバに移行（アップロード）していただきます。既存のシステムから簡単に移行できるような仕組みとしております。



❷基本設定情報の共有、非共有の設定について

加入者サブ番号ごとに「基本設定情報の共有又は非共有」設定をしていただくことで、同じ基本設定情報の利用または個別の基本設定情報の利用が可能となります。
このため、次期システムの稼働までに基本設定情報の設定を行っていただきます。

基本設定情報の［共有］又は［非共有］の仕組み



3「重要なお知らせ」等の連絡に係る電子メールの登録について

これまで、本システムに係る連絡は、加入時に登録していただいた事務担当者宛に、電話、FAX、電子メール、封書、又はホームページへの公開など様々な方法で行っておりましたが、今後は、電子メールによる連絡を原則といたします。
つきましては、既存の加入者システム設定画面にて、現在の加入者情報の電子メール登録状況をご確認（未登録、訂正の場合は登録してください。）いただき、正しい情報の提供にご協力をお願いいたします。

02 電子マニフェストの利用状況について

情報処理センターに登録された平成20年度電子マニフェスト登録件数（平成20年4月1日～平成21年3月31日までにマニフェスト登録された件数：予約登録及び取消し件数を除く）は619万件（平成19年度に対して66%増）です。
これを都道府県別（排出事業場の所在地別）に集計した結果は以下のとおりです。
登録件数の多い順に、東京都（152万件）、神奈川県（71万件）、愛知県（43万件）、埼玉県（40万件）、大阪府（39万件）、千葉県（35万件）となっており、この6都府県で全体の62%を占めています。

平成20年度都道府県別電子マニフェスト登録件数

